

一般社団法人日本ボッチャ協会 強化指導部規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本ボッチャ協会(以下本会という)定款第50条に基づく組織規程の第3条に係る強化指導部について定める。

(目的)

第2条 強化指導部は、パラリンピック・世界選手権大会等の国際大会でのメダル獲得を目標として、強化選手、育成選手および発掘育成選手を含めた強化活動を行う。

(基本活動)

第3条 強化指導部は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1. JPC 国際競技力向上戦略との連動
2. 強化策の決定
3. 強化策と活動の点検と評価
4. 選手選考基準の策定(パラリンピック、世界選手権の提示:BISFed ウェブサイト)

(組織)

第4条 強化指導部の構成は次の通りとする。

1. 強化部長 1名
2. 副部長 1名(必要に応じて置く)

第5条 強化指導部をサポートする為、以下の強化スタッフを置く。

1. 監督 1名
2. クラスコーチ 各1名 (BC1/2、BC3、BC4)
3. アシスタントコーチ 若干名
4. 総務 1名
5. 育成スタッフ 若干名
6. その他強化指導部長が必要と認めた者(アドバイザー、特別コーチ等)若干名

(部長の役割)

第6条 部長の役割は、監督、クラスコーチ、アシスタントコーチとの密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

1. 強化活動に関する全般的政策・戦略を専務理事に報告する。
2. 強化指導部を統括する。

(副部長の役割)

第7条 副部長の役割は、部長およびクラスコーチ、アシスタントコーチとの密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

1. 部長を補佐する。
2. 部長の要請を受け、クラスコーチ、アシスタントコーチに適切な指導・助言を行う。

(監督の役割)

第8条 監督の役割、権限を次の通りとする。

強化指導部長・監督との密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

1. ナショナルチームを統括する。
2. 強化指定選手を選出し、強化指導部長に報告する。
3. 強化指定選手から国際大会に派遣する選手を、強化スタッフ、コンディショニングスタッフ、事務局総務から国際大会帯同スタッフを選出、決定する。但し、オープンイベント、世界選手権大会、パラリンピックの出場選手については、理事会承認の選考基準に基づき強化指導部内で協議し、理事会の承認を得る。
4. 強化合宿、国内・海外遠征のスケジュールを作成し、合宿、国内・海外遠征に参加する選手・強化スタッフを選出する。なお、合宿の効果を最大限に引出す目的で、監督の裁量で強化指定選手以外の選手・強化スタッフを参加させることができる。
5. 強化活動予算を作成し、強化指導部内で協議する。
6. 強化活動を理事会に定期的に報告する。
7. 専門部局、各委員会との連絡を密にし、同スタッフの有益情報が適切なタイミングで伝達されるよう指導・助言する。
8. 強化合宿、国内・国際大会参加の日程が本会、の事業と極力重複しないように日程調整する。

(監督の選出)

第17条 監督の選出は、監督推薦会議の推挙により理事会で決定する。

(強化スタッフ・育成スタッフの選出)

第18条 強化スタッフ・育成スタッフ選出は、強化本部長の推挙により理事会で決定する。

(指導者資格)

第19条 監督、コーチ、育成スタッフは、原則として日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツコーチ、または中級障がい者スポーツ指導員以上の日本ボッチャ協会指導者有資格者で、ボッチャ競技の指導者として優秀な資質を有する者とする。資格未取得者についても、強化指導部が特別に認めることがある。

(強化指定選手育成指定選手の選出および手順)

第20条 強化指定選手、育成選手の選出および手順は別に定める。

(強化指定選手、育成指定選手の活動)

第21条 強化指定選手の活動を次の通り定める。

1. 強化指定選手・強化スタッフ、育成スタッフは、合宿、国内・国際大会に参加する。
2. 選手の所属母体指導者とのコミュニケーションを大切にする。

3. 強化スタッフ、育成スタッフは特定の選手のパーソナルコーチ、スポーツアシスタントでの国内大会参加は認めない。ただし、ワールドランキング 10 位以内の選手に日本障がい者スポーツ協会から任命される専任パーソナルコーチに任命されたスタッフは例外とする。

(派遣選手の選考)

第 22 条 パラリンピック、世界選手権大会の選手選考方法は別に定める。

1. 事前に各大会に適した選考基準を発表し、該当者を選出する。発表時期については強化指導部で決定し、各カテゴリーに周知徹底する。
2. 各大会に選出された選手を強化指導部で協議し、理事会において承認を得る。
3. その他の大会については強化指導部において決定する。
4. 選手が第 8 条 3) に関する本会決定につき、仲裁の申し立てを行う場合、その申し立ては決定の日、あるいは本会ウェブサイト掲載の日から 2 週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。また、本会は第 8 条 3) に関する本会決定の競技会への代表選手の選定結果に関しては、決定当日、あるいは本会事務局 1 日ないし 2 業務日以内に本会ウェブサイト (<http://japan-boccia.net/>) に掲載する。

(国際大会に自己負担で参加を希望する選手の選考)

第 23 条 オープンイベント等の国際大会に自己負担で参加希望する選手の選考基準を以下の通り定める。以下の条件を満たした選手は、監督の推薦を得て国際大会の出場を認めるものとする。但し、大会エントリー数の都合により、人数制限をすることがある。

1. 強化指定選手のうち、クラスが未確定な者。
2. 強化指定選手で参加を希望する者 (エントリー時点の世界ランキングを優先する)
3. 育成選手のうち強化指導部が大会参加を推薦する者。

(オフィシャルユニフォーム)

第 24 条 強化選手および、強化スタッフ、育成スタッフは、強化指導部が派遣する場合、国内・国際大会については、オフィシャルサプライヤーから支給される物品を必ず使用すること。

(任期)

第 25 条 強化指定選手の任期は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。但し、必要に応じて追加選考行う場合がある。

強化スタッフの任期は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。強化スタッフの評価は理事会で実施し、再任は妨げない。

(規程の改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。但し、兼任の職位等軽微な変更については強化指導部長が推薦し、理事がこれを決定することができる。

附 則

この規程は平成 31 年 3 月 31 日制定、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

一般社団法人日本ボッチャ協会
選手選考委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会(以下「本協会」という。)の定款第50条に基づいて設置された、選手選考委員会(以下「委員会」という。)に関する事項を定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、本協会の行う事業のうち、本協会の定款第4条(3)に規定された「ボッチャ競技選手の国際大会派遣等」について、ボッチャ競技の国際競技大会に出場する代表選手の選考に関する事項について審議し、これを決定する。

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。ただし、委員長は1名とし委員は10名以内とする。
2 委員長には、代表理事が就任する。
3 委員は、次の各号に該当する者の中から選任し、理事会の議決により代表理事が委嘱する。
(1)本協会の理事
(2)本協会の競技局長及び事務局長
(3)学識経験者等の代表理事が適任であると判断した者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会の理事については理事の任期の終了時に終了するものとし(委員長についても同様とする。)、本協会の理事ではない委員については委嘱の日から1年とする。ただし、いずれも再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集し、議長となる。委員長に事故がある場合は、委員の互選により委員の中から議長を選出する。
2 委員会は、委員長及び委員の総数(委員会に出席していない委員長又は委員を含む)の過半数の出席がなければ、開催することができない。
3 委員会の議事は、委員会に出席した委員長及び委員の多数決により決定する。

(参考人の委員会への出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

(選手選考基準の決定)

第7条 選手選考基準は、代表選手に関する本協会の編成方針に従い、その都度、本規程第5条に基づいて委員会が定め、委員長が本協会の会員に開示する。

(不服申し立て)

第8条 委員会の選手選考についての決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、令和元年9月1日から施行する。